

奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

奈良県知事 荒井 正吾

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション業務委託

### (2) 業務の背景

奈良県（以下「本県」という。）では、東京都中央区日本橋室町にて、首都圏における情報発信拠点「奈良まほろば館」を運営しているが、令和3年7月（予定）に東京都港区新橋に移転することとしている。移転後の奈良まほろば館（以下「新拠点」という。）では、観光情報発信による県への誘客の促進や、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、品質等のブラッシュアップを通じた販路の開拓を図ることを目的とし、観光情報発信、展示・イベント、物販（軽飲食含む）、飲食の機能を一体的に展開する予定である。

この新拠点の開業を首都圏に周知し認知度の向上を図るとともに、幅広い層の誘客を促進する。

#### [新拠点の概要]

##### ① 周辺の環境

施設が立地する新橋地域はビジネスマンの多い場所であるが、銀座に隣接し、買い物客や観光客など多様な人々の来館が見込まれる地域。

##### ② 物件概要

- ・所在地 東京都港区新橋一丁目8-3  
(鉄骨、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上11階建)
- ・使用面積 1階 289.19㎡  
(予定) 2階 615.20㎡  
合計 904.39㎡
- ・レイアウト 1階 物販（軽飲食含む）、観光情報発信  
2階 飲食、展示・イベント

#### [新拠点の機能]

##### ① 観光情報発信

##### ② 展示・イベント

##### ③ 物販（軽飲食含む）

県産品及び県産品に準ずるもの（以下「県産品等」という。）の企画・販売等を行う。

##### ④ 飲食

県産食材を使った飲食の提供等を行う。

#### [新拠点のコンセプト]

新拠点は、県の首都圏における情報発信拠点として、観光、食、特産品、伝統工芸などの情報を発信し、県の認知度とブランド力向上を図り、首都圏からの観光客の誘客、県産品の販路拡大を行うことを目的としている。物販、飲食、観光案内、イベント機能を合わせもつ複合施設として整備し、一体運営により相乗効果を発揮させることとしている。

本県は、日本の歴史文化発祥の地であり、古来より続く伝統行催事や伝統が残る地域で、他地域にはない特有の魅力を持している。新拠点では、これらの歴史や伝統を感じることができる上質で洗練された雰囲気の中で、県産品等の物販、県産木材を活かしたインテリアの展示、県産食材を使った料理の提供などにより、県のイメージアップやブランド力向上を図る。

### (3) 業務の内容

- ①オープニングイベント等の企画、運営
- ②新拠点の認知度向上、誘客促進PR
- ③各種PRツールの制作
- ④プレスリリース等による広報の企画、実施、分析 等

※詳細は別紙「奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 委託料上限額

18,000千円(消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。)

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する仕様書に示すところによる。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

## 2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録がある者(ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする)であること。
- (13) 本業務と同種または類似の業務を過去5年以内(平成28年4月1日以降の期間)に受託し、履行した実績を有すること。(本業務と同種または類似の業務について、発注者側の指示によるもののほか、受注者側の独自提案も含むものとする。)

## 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。

- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)
  - 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
  - 奈良県観光局観光プロモーション課 プロモーション推進係
  - 電話番号 0742-27-8482
  - ファクシミリ 0742-27-3510
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
  - 「奈良まほろば館新拠点首都圏プロモーション業務委託受託事業者募集要項」(以下、「募集要項」という。)及び仕様書は、令和3年2月26日(金)から令和3年3月19日(金)正午までの間に、(1)の担当部局又はインターネット上の「奈良県観光局観光プロモーション課ホームページ」にて配布する。
  - ただし、(1)の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く。)とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出
  - 4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 質問の受付
  - 4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

#### 5 受託事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

#### 6 その他

- (1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本件業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。